

ケイアイ通信



2023年
4月号

うになります。

**空き家問題の解決策になる？
令和5年4月の民法改正とは**

空き家対策が強化される？（1）

年々増加する空き家問題を解決する為に、空き家対策特別措置法や空き家の再生の促進事業等、政府は法律を定めて様々取り組みを行っています。そこで今回は、空き家に関する法律である空き家対策特別措置法の改正案や民法の改正点、空き家の譲渡特例等の改正点について紹介します。

空き家再生の対策が強化？ 令和5年の改正案とは

空き家対策特別措置法は、正式には「空き家等対策の推進に関する特別措置法」と呼ばれる法律で、平成27年2月に施行されました。同年5月には特定空き家等に対する措置の規定が施行され、この法律によって以下の取り組みが行われています。

- 所有者に対して空き家の適切な管理を指導
- 空き家の実態調査
- 特定空き家に指定された所有者に対する助言・指導・勧告・命令
- 特定空き家に対する行政代執行や税制優遇の除外措置
- 空き家の再生や跡地の活用を促進

国土交通省は、令和5年3月上旬の国会で空き家対策特別措置法の改正案を提出する予定ですが、現時点での改正案のポイントは以下の2点です。令和5年4月に施行される民法改正のポイントは、以下の4点です。

- 空き家活用の促進区域の設定
- 「管理不全空き家」の規定
- 相隣関係の規定を見直し
- 所有者不明土地の管理制度等の創設

相隣関係の規定とは、隣り合はずの土地の所有者同士の権利関係に関する規定の事です。今回の相隣関係の規定の見直しでは幾つかの改正点がありますが、空き家に関するもので重要なのは隣地の竹木の枝が越境してきた場合の規定についてです。（以下、次号へ続く）

国土交通省は、少子高齢化により増加の一途をたどる空き家について、所有者に適切な管理を促す目的で「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を定めています。その空き家対策特別措置法の改正案が、令和5年3月上旬に空き家再生の対策を強化する為に国会に提出される予定です。

空き家再生の対策が強化される理由は、少子高齢化による空き家再生の対策を強化する為に国会に提出される予定です。立ち入り調査や所有者に優遇措置も解除出来るよ

ります。また特定空き家とは別に、「管理不全空き家」を新たに規定する事で、行政が管理不全空き家の所有者に対して、特定空き家と同様に適正な管理を勧告、指導する事や税の優遇措置も解除出来るよ

ります。入居者が短期間で退去すると、室内のクリーニング等様々な費用が付加されてしまいますが、入居期間の長い物件では、退去費用としての固定の出費頻度が減らせるメリットもある為、安定した賃貸経営に繋がるとも考えられます。

スマート賃貸は、IoT機器や設備を導入した住宅の事で、利便性と安全性が魅力ですが、実際には未だあまり普及していないのが現状です。その一番のメリットとしては、入居者に快適な住まいを提供する事で、競合物件との差別化を図り、空室対策に繋がる事ですが、入居者もテレワーカの浸透等、働き方が大きく変化した事で、より利便性の高い住まいを望んでいて、「スマート賃貸」の需要は、今後ますます高まっていくと想えられ、入居者にとってメリットの多い快適な住まいは、入居期間とつてメリットの多い快適な住まいは、入居期間が長くなる可能性もあります。

入居者が短期間で退去すると、室内のクリーニング等様々な費用が付加されてしまいますが、入居期間の長い物件では、退去費用としての固定の出費頻度が減らせるメリットもある為、安定した賃貸経営に繋がるとも考えられます。

■岡山エリア課長の仕事はどうですか？
私は今年入社11年目となりましたが、これまで福山、三原エリアが仕事の中心で、昨年7月までは備後エリアで最も歴史の浅い沖野上店で店長をしていました。今期から課長として、岡山エリア全7店の運営を任される事になりましたが、異動が決まりました。岡山のスタッフとは社員旅行で会うぐらいでしたので、多少の不安もありました。しかし数ヶ月が経つた今は、各店の店長をはじめ優秀なスタッフばかりなので、不安もなくとてりながら、頼もしく感じています。

■人生観が変わった事があると聞きましたが？
長女が生まれて考え方があわわりました。もうすぐ2歳になりますが、家中を我が物顔で歩き廻っています。今まで何気なく通っていたガードレールの有無等、今

先輩たちの努力を底力に、新しい未来へ突き進む。



(株)ケイアイホーム 岡山賃貸事業部 課長 森和彦

■今、力を入れて取り組んでいる事は？
やはりオーナー様対策がとても重要だと思います。先日あるオーナー様にお電話で管理のご提案をさせて頂き、無事に任せて頂ける事になりました。最初は私の情熱的なアプローチがオーナ様の胸に響いたと思つていきましたが大きな勘違いでした。今まで先輩方が空室の度にお客様をご紹介して、いた実績が信頼となり、今回も同様から聞いて、過信してい

た自分が恥ずかしくなりました。これまでの諸先輩方の努力がお詫のあちこちに出て来て、こういう実績の積み重ねが大事なのだとひしひしと感じています。



森和彦プロフィール
◆ 生年月日 / 1984年1月13日
◆ 入社年 / 2012年
◆ 血液型 / O型
◆ 出身地 / 広島県
◆ 趣味 / 野球観戦、海釣り
◆ 好きな食べ物 / 魚、肉
◆ 家族 / 妻、子ども3人
◆ 座右の銘 / 三方良し
◆ 感心事 / 宅建取得

まで意識していなかつた事が気になりました。人生観というか目線が変わり自分で自身も驚いています。今後は子供の成長と共に、自身の変化も楽しみたいと思っています。私が大事にしている言葉は、オーナー様、入居者様、そして我々の「三方良し」で、三河商人の心意気が座右の銘です。

堀江社長の役員室だより
(株)ケイアイホーム (株)ケイアイコミュニケーションズ代表取締役社長 堀江祐樹

◆事案の概要◆
買主Xら8名は平成9年7月、業者Zの媒介で売主業者Yから新築マンションの一室（12階建の29階）を代金2,930万円で買い受け、平成11年4月入居したが、4年後に南側の前面敷地に9階建のマンションが建築され、Xらの日照が奪われた。Xらは、Y及びZが不利益事実に触れず、南側隣地の土地所有者から事前に高層建築物の建築計画を知らされていたのに説明しなかつたのは重要事項説明義務違反であり、説明があれば、いずれ建物が建つことは予想されるが、現実に4年間住んでいるので買戻しは現実的ではなく、金銭による解決が望ましいと説明し、YはXらに総額270万円、Zは60万円、合計330万円支払うよう提示したところ、Y及びZは納得し、Xらも同意で和解した。

◆和解の内容◆
委員からXらに対しても商業地域で隣地に空地があれば、いずれ建物が建つことは予想されるが、現実に4年間住んでいるので買戻しは現実的ではなく、金銭による解決が望ましいと説明し、YはXらに総額270万円、Zは60万円、合計330万円支払うよう提示したところ、Y及びZは納得し、Xらも同意で和解した。

不動産関連のトラブル事例

その96

国土交通省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例を紹介します。今回は、「隣地マンション」の新築による日照阻害によるトラブルについてです。

建物建築予定の申入れはあつたが、建築計画が具體化されていない状況での購入者への説明は誤解等を生じるので明示は不要と判断したと主張、一方Zは、Yから隣地所有者のマンション建設予定等の情報は聞いておらず、重要事項を説明し、購入者の署名・押印ももらっているので問題はないとして紛争になつた。

グループ各社・事業部のスタッフ紹介

ケイアイグループ各社・各事業部の店舗スタッフを紹介いたします。



今回は、(株)ケイアイホーム大供店 チーフ 今石長宏編です。

物件管理のノウハウを活かした仲介への新たなプローチ。
私は、令和2年の7月に現在の大供店に転属しましたが、それまではケイアイコミュニティで賃貸物件の管理業務をしていました。現在、両社の社長が同じ方なので二社間の異動はけつこうあるのですが、物件管理から仲介店舗への転属は初めてのケースでしたので、少し不安な思いもありました。が、そんなに戸惑う事なく店舗での業務に順応する事が出来ました。今までにガッツリ鍛えた物件管理業務でのノウハウは、日々の業務にも活きていて、お客様のどんな質問にも即座に答えられて、お客様に信頼して頂くまでの時間もあまり必要としませんでした。例えば、物件自体のメリットやデメリット、入居時及び退去時のアドバイス、大家さんの人柄等々、管理に携わった者にしか分り得ない細かな情報も提供する事が出来ています。



(株)ケイアイホーム大供店
〒700-0912 岡山市北区大供表町6-23スフィア・ハザキ1F

に勤務し始めた頃のお客様がリピーターとなつて帰ってきてくださつたご紹介してくださいました。また、オーナー様にも私が直接接客したお客様をご入居して頂く事が出来た結果、新たな物件管理を任せてもらう事も出来るようになりました。この賃貸物件の仲介から管理業務までの包括的な営業アプローチは、今の私の大きな武器となつていて、今後更に大きな視野でこの業界の業務を捉える事が出来たら、今まで考えもしなかつたまったく新しい世界が見えてくるかも知れません。

Vol.33 「令和5年税制改正大綱」編

相続の不安や疑問・心残りなど、潜在的な問題を顕在化し解決いたします。

相続MEMO知識

このコーナーは、相続と認知症対策に関する情報をシリーズでお伝えしていきます。

人生はいつまで経っても学びだ」と、以前ある方から聞いた時の事を思い出します。さて皆様は、相続と言えばやはり「相続税」には興味がお有りのようですが、その「相続税」が発生する可能性の高い方は、更にその興味が増していると思います。また、相続の問題は「我が家には関係ない」という方は、相続問題＝相続税の問題と勘違いされてしまうかもしれませんでしょか？

今日は、「令和5年税制改正大綱」での相続に関する項目について少しお話しします。

・**暦年課税が3年以内加算から7年以内加算へ**

1年間（1月1日～12月31日の期間）に貰う財産が、110万円までであれば贈与税が非課税となります。が、生前贈与をしてから3年以内に贈与した方が亡くなつた場合には、その贈与は無かります。これが3年以内加算ですが、この3年以内と

「人生はいつまで経っても学びだ」と、以前ある方から聞いた時の事を思い出します。さて皆様は、相続と言えばやはり「相続税」には興味がお有りのようですが、その「相続税」が発生する可能性の高い方は、更にその興味が増していると思います。また、相続の問題は「我が家には関係ない」という方は、相続問題＝相続税の問題と勘違いされてしまうかもしれませんでしょか？

今日は、「令和5年税制改正大綱」での相続に関する項目について少しお話しします。

・**暦年課税が3年以内加算から7年以内加算へ**

1年間（1月1日～12月31日の期間）に貰う財産が、110万円までであれば贈与税が非課税となります。が、生前贈与をしてから3年以内に贈与した方が亡くなつた場合には、その贈与は無かります。これが3年以内加算ですが、この3年以内と



「家族の幸せから考える相続」をプロデュースします。 松下浩仁

いう期間が7年以内に変更になりました。という事は、皆様にどのような影響が出るのか想像してみて下さい。メリットでしようか？デメリットでしようか？

また、この加算に影響のない身内の暦年贈与対象者がいます。お分かりになつた方は節税に詳しい方ですが、答えは次回とさせて頂きります。

今回の改正でもう一つ大きなトピックスがあります。相続時精算課税制度に110万の非課税枠が新設され、今後は暦年贈与より精算課税の方が有利となるかも知れません。こちらも長くなりますので、次回以降とさせてください。

毎年、法律にも変化があり、情報を得る事は非常に大切です。不動産オーナー様は特に「相続」を学ぶ必要があります。

全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

■全国貨貸物件家賃動向

全国賃貸物件取扱動向							3年1万戸不調直		
都道府県	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
埼玉県	54,142	1.6%	64,884	2.6%	74,405	-0.3%	60,993	1.6%	84%
千葉県	54,146	0.1%	60,557	-1.7%	73,077	-0.4%	58,476	-1.4%	81%
東京都	68,706	1.0%	86,556	-0.5%	92,559	-0.2%	72,293	0.4%	100%
神奈川県	58,894	0.9%	76,729	0.6%	86,453	-0.5%	65,938	0.0%	91%
愛知県	53,680	4.7%	56,571	-2.3%	63,929	3.6%	55,756	1.1%	77%
奈良県	45,890	1.2%	59,362	3.5%	59,115	-7.6%	53,541	1.5%	74%
京都府	53,756	1.0%	72,313	1.7%	78,850	2.6%	58,113	1.2%	80%
大阪府	56,005	0.3%	67,559	-5.2%	76,420	1.8%	60,450	-0.6%	84%
兵庫県	50,128	1.3%	59,010	2.1%	69,456	-4.2%	55,958	0.5%	77%
鳥取県	39,062	0.9%	46,805	0.8%	57,422	-3.3%	43,610	-1.3%	60%
岡山県	46,146	4.5%	56,209	0.8%	63,457	0.2%	51,069	3.0%	71%
島根県	47,400	0.9%	53,609	1.1%	60,674	2.1%	51,131	0.4%	71%
広島県	47,377	0.0%	59,277	0.4%	68,295	3.4%	52,662	0.1%	73%
山口県	40,961	2.7%	51,710	5.5%	60,311	-0.2%	48,006	3.3%	66%
徳島県	46,172	10.2%	49,820	-0.8%	67,197	5.2%	51,937	2.6%	72%
香川県	43,553	5.1%	49,264	2.4%	56,058	0.3%	47,525	3.1%	66%
愛媛県	41,031	2.6%	50,833	0.1%	55,784	-0.4%	46,875	-0.2%	65%
高知県	41,560	0.8%	53,932	-2.3%	60,233	-2.0%	47,840	-1.3%	66%
福岡県	48,385	1.7%	63,539	4.0%	71,080	2.2%	56,019	1.9%	77%
全国	51,094	1.1%	59,179	0.4%	67,692	0.8%	55,388	0.7%	77%

※資料出所：(株)全管協共済会 小額短期保険契約実績より

※総平均賃料は、1部屋から3部屋まですべてのデータより算出したものです。

■ お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

■5各様から当社ルームへの物件問い合わせ実績調査(参考)							5年1月末調査		
所在地	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
広島市/廿日市	49,361	2.8%	65,073	-1.5%	57,528	-19.4%	57,528	1.3%	80%
三原市	49,320	11.7%	51,947	-6.1%	50,792	-13.4%	50,792	2.4%	70%
福山市	46,870	4.3%	53,797	-2.3%	52,900	-16.0%	52,900	1.6%	73%
倉敷市	47,293	5.3%	55,458	2.2%	72,043	16.2%	56,224	10.6%	78%
岡山市	45,033	0.0%	55,608	-7.6%	68,851	-5.0%	51,380	-4.4%	71%

賃貸経営者が知っておきたい “あれ屋これ家” 税務編 106



岡山さくら税理士法人
代表税理士 吉田陽介

皆様こんにちは。シリーズでお伝えしている「令和5年税制改正（案）」ですが、例年ですと3月中には成立します。ここ最近は岸田政権が打ち出した「異次元の少子化対策」へ関心が移り、中でも「配偶者年収の4つの壁」が注目されています。こちらについては、後日改めて説明させて頂きます。

さて、「令和5年度税制改正（案）」ですが、今月も「相続税・贈与税の見直し」について説明いたします。今月取り上げるのは、「相続時精算課税制度に基づき基礎控除枠110万円の新設」です。

「相続時精算課税制度」とは、受贈者（贈与を受ける人）が、累計2,500万円まで贈与税0で贈与を受け事ができ、贈与者が死亡した時に、それまでに贈与を受けた財産を相続財産に加算し

この制度のデメリットの一つに、いつたん「相続時精算課税制度」を選択すると、「暦年贈与」には戻れない事があります。「暦年贈与」が年110万円（基礎控除）まで贈与税0である事が、「相続時精算課税制度」が普及しない理由の一つと考えられていました。そこで今回の改正では、「相続時精算課税制度」に年110万円の基礎控除枠が新たに設定されます。

例えば、「相続時精算課税制度」の下、年2,000万×10年＝合計2,000万円を贈与した場合、改正前の相続時加算は2,000万円でしたが、改正後の相続時加算は（年2,000万円－基礎控除110万）×10年＝900万円に下がります。

令和6年1月1日から適用されます。

「令和5年度税制改正（案）その3」